

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示 (医療課)	391
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	〃
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○土地改良区役員の就退任届 (南丹広域振興局、中丹広域振興局)	392
○土地改良区連合役員の就退任届 (南丹広域振興局)	393
○道路の位置の指定 (山城南土木事務所)	394

○都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所)	394
公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	〃
選挙管理委員会	
○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正	396
正 誤	
○令和 7 年 3 月31日付け京都府公報号外第10号中	397

告 示

京都府告示第318号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和 7 年 6 月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
社会福祉法人恩賜財団京都府済生会京都済生会病院	長岡京市下海印寺下内田101	令 7. 6. 1	令 10. 5. 31

京都府告示第319号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月10日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称
大野急傾斜地崩壊危険区域
- 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた土地の区域

所 在 地	標 柱
木津川市加茂町大野岩谷22	1号から7号まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）

第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
S M F L みらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
代表取締役 上田 明
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪 23 番地 1 ほか
- (3) 変更の内容

変更した 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変更理由
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	株式会社エ イチ・ツー ・オー商業 開発 大阪市西成 区花園南一 丁目 4 番 4 号 代表取締役 今井 康博 ほか 12 業者	株式会社エ イチ・ツー ・オー商業 開発 大阪市西成 区花園南一 丁目 3 番 22 号 代表取締役 今井 康博 ほか 11 業者	令 7. 2. 28 ほか	小売業を行う 者の住所の変 更及び退店の ため

2 届出年月日

令和 7 年 5 月 20 日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 7 年 6 月 10 日から令和 7 年 10 月 10 日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課



亀岡市神田堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改
良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 18 項の規定により、
次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

- (1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小林植田 71	齋 田 益 彦
〃 大井町土田 1 丁目 11 の 11	山 下 博 史
〃 〃 並河神田 80	佐 野 博 行
〃 〃 〃 〃 72 の 1	並 河 幸 義
〃 〃 〃 〃 47	山 田 一 徳
〃 吉川町吉田天田 2	櫻 井 光 子

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小林植田 73	齊 田 好 弘
〃 大井町並河 1 丁目 5 の 25	三 宅 吉 樹
〃 千代川町川関奥ノ谷 6 ・ 7 合地	八 木 豊 高

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小林植田 71	齋 田 益 彦
〃 大井町土田 1 丁目 11 の 11	山 下 博 史
〃 〃 並河神田 80	佐 野 博 行
〃 〃 〃 〃 72 の 1	並 河 幸 義
〃 〃 〃 〃 47	山 田 一 徳

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市大井町並河 1 丁目 21 の 8	西 村 將 雄
〃 千代川町小林植田 73	齊 田 好 弘
〃 〃 今津 2 丁目 3 の 3	人 見 武 夫



南ヶ端井堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良
法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 18 項の規定により、
次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀690	外 賀 誠
〃 字土師109	芦 田 光 正
〃 字長田481	大 西 巧
〃 土師新町 1 の181	芦 田 敏 彦
〃 字長田348の 1	大 西 敏 春
〃 字堀835	外 賀 正 実
〃 字土師660	佐 藤 敦
〃 字長田186の62	葛 野 裕 昭

(2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字土師新町 2 丁目92	芦 田 泰 司
〃 字土師569	芦 田 満
〃 字長田155の 3	吉 良 雅 裕
〃 東羽合町158	外 賀 浩 昭
〃 字土師612	芦 田 卓 治

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字長田697	高 橋 益 廣
〃 〃 155の 3	吉 良 雅 裕
〃 字堀835	外 賀 正 実
〃 〃 690	外 賀 誠
〃 土師新町 1 丁目59	伊 東 宏
〃 字土師760の 3	芦 田 豊 文
〃 字長田426の 1	吉 良 明 則
〃 字土師109	芦 田 光 正

(2) 監事

住 所	氏 名
福知山市東羽合町158	外 賀 浩 昭
〃 字長田768の 1	高 橋 宏
〃 字土師660	佐 藤 敦
〃 〃 612	芦 田 卓 治

上桂川用水土地改良区連合の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町小米田 7 の10	堤 元 博
〃 河原林町河原尻綾垣内 8	岸 本 剛 一
〃 保津町山ノ坊50	疋 田 昌 弘
〃 千歳町毘沙門向畑24の 1	吉 川 八 栄
〃 千代川町小川 1 丁目 5 の 5	小 川 克 己
〃 大井町並河神田80	佐 野 博 行
〃 余部町檀又11の15	岡 田 光 藏
〃 上矢田町下垣内39	菱 田 光 紀
〃 篠町野条イカノ辻北 8	山 口 一 則
〃 曾我部町西条下檀ノ上17の 3	桂 川 孝 裕
〃 千代川町日吉台 1 の 6	湯 浅 豊
〃 河原林町河原尻三ツ樋19	林 佐百合
〃 西つつじヶ丘霧島台 2 丁目 2 の 9	西 村 こづえ

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小林植田73	齊 田 好 弘
〃 馬路町三軒屋94	松 村 一 城
〃 西つつじヶ丘五月台 2 丁目60の16	岸 親 夫

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市馬路町小米田 7 の10	堤 元 博
〃 河原林町河原尻綾垣内 8	岸 本 剛 一
〃 保津町山ノ坊50	疋 田 昌 弘
〃 千歳町毘沙門向畑24の 1	吉 川 八 栄
〃 千代川町小川 1 丁目 5 の 5	小 川 克 己
〃 大井町並河神田80	佐 野 博 行
〃 余部町榎又11の15	岡 田 光 藏
〃 上矢田町下垣内39	菱 田 光 紀
〃 篠町野条イカノ辻北 8	山 口 一 則
〃 曾我部町西条下檀ノ上17の 3	桂 川 孝 裕
〃 千代川町川関カミ74	八 木 利 夫

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千代川町小林植田75	齊 田 守
〃 馬路町三軒屋94	松 村 一 城
〃 吉川町吉田前河原16	美 馬 義 晴

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延 長	道路の幅 員
山南第24号	令 7. 5. 30	京都府山城南土木事務所	木津川市山城町平尾東黒部19の 6	m 21. 3	最小 m 4. 0 最大 m 4. 0

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

福知山市字篠尾小字黒福648の 1 の一部、648の 2 の一部、659、660の一部、662の一部、667の 1 の一部、668の 1 の一部、668の 4

(関連区域)

福知山市字篠尾小字オノ神842の 4 の一部、842の 7 の一部、小字黒福846の 7 の一部、848の12の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

福知山市篠尾新町四丁目 1 の 1

足立不動産株式会社

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

拠点等ネットワーク機器（令和 7 年度集約分）の
賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和13年 1 月31日まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課調度係
電話075-451-9111 内線2258

- (2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部情報管理課
電話075-451-9111 内線2416

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 6 月 10 日（火）から令和 7 年 7 月 1 日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、入札説明書は(1)の組織に、仕様書は(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 7 年京都府告示第 4 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
- (3) 1 の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契

約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等

ア 提出期間

2 の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2 の(1)に同じ。

ウ 提出方法

- (ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

- (イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

- (2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

- (3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出期間

令和 7 年 6 月 10 日（火）から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

- (イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

- (ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話075-414-5428

5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 7 月 23 日（水）午前 11 時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

- (ア) 受領期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）

- (イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は総価額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
Lease contract for equipment for expansionary communications network for multi location, 1set

(2) The time, date and place for tender

11:00 a.m., Wed., July 23th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Due date for tender from submission by mail

Tue., July 22th, 2025

(4) The time, date and place for the opening of tender

11:00 a.m., Wed., July 23th, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2258

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第29号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 10 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

表京都市の項中

元銅駝美術工芸高等学校	同 中京区土手町通竹屋町 下る銚田町542番地	〳 5. 12. 1
-------------	-------------------------------	------------

を

元銅駝美術工芸高等学校	同 中京区土手町通竹屋町 下る銚田町542番地	〳 5. 12. 1
元京都市立静原小学校	同 左京区静市静原町1125 番地の1	〳 7. 6. 2
元京都市立鞍馬小学校	同 左京区鞍馬本町632番 地	〳 7. 6. 2

に改め、同表福知山市の項中

一ノ宮集会所	同 字日尾436の1	〳 38. 4. 17
--------	---------------	-------------

つつじが丘集会所	同 字天田125の2	〳 54. 2. 20
----------	---------------	-------------

大野公会堂	同 字長田2095—20	〳 57. 6. 28
-------	-----------------	-------------

岡ノ三教育集会所	同 字堀2703—1	〳 58. 7. 1
----------	---------------	------------

中佐々木公民館	同 字中佐々木150、151	〳 3. 2. 1
惇明東公会堂	同 字京13	〳 3. 2. 1
昭和集会所	同 厚東町136	〳 3. 2. 1

堀センター	同 字堀1467の1、42の1	〳 3. 2. 1
-------	--------------------	-----------

及び

三和会館	同 三和町千束383番地	〳 10. 12. 2
------	-----------------	-------------

を削る。

正 誤

令和 7 年 3 月 31 日付け京都府公報号外第 10 号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
5	下から 4	区分欄 3	区分欄 1
6	上から 7	「特定農山村地域」を「特定農山村（特定農山村地域）」	「特定農山村地域における」を「特定農山村（特定農山村地域における）」